平成２５年（フ）第１５０号
茨城県牛久市上柏田２丁目31番地47　フローレス椿103号室
債務者　沼崎　和弘
1　決定年月日時　平成25年11月29日午後２時30分
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年１月29日まで
水戸地方裁判所龍ヶ崎支部破産係

平成２５年（フ）第１５２号
茨城県龍ケ崎市4255番地　シティパレス竜ケ崎805号室
債務者　秋山　美子
1　決定年月日時　平成25年11月29日午後２時30分
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年１月29日まで
水戸地方裁判所龍ヶ崎支部破産係

平成２５年（フ）第１８３号
長野県中野市大字小田中93番地
債務者　滝沢　美幸
1　決定年月日時　平成25年11月28日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年１月29日まで
長野地方裁判所民事部破産係

平成２５年（フ）第５７８号
兵庫県尼崎市下坂部１丁目28番13号
債務者　黒川　孝一
1　決定年月日時　平成25年11月27日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年１月29日まで
神戸地方裁判所尼崎支部破産・再生係

平成２５年（フ）第６０３号
兵庫県西宮市高須町１丁目１番６―711号
債務者　古澤　直樹
1　決定年月日時　平成25年11月27日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年１月29日まで
神戸地方裁判所尼崎支部破産・再生係

平成２５年（フ）第６１８号
兵庫県芦屋市東芦屋町３番６―404号、前住所兵庫県芦屋市平田町８番14号　宇都宮マンション102号
債務者　山口　敏尚
1　決定年月日時　平成25年11月27日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年１月29日まで
神戸地方裁判所尼崎支部破産・再生係

平成２５年（フ）第９９号
福岡県田川郡川崎町大字池尻478番地の５
債務者　元永　浩司
1　決定年月日時　平成25年11月29日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年１月29日まで
福岡地方裁判所田川支部

平成２５年（フ）第１４５号
佐賀県伊万里市大坪町乙125番地
債務者　片岡　順一
1　決定年月日時　平成25年11月27日午後４時30分
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年１月29日まで
佐賀地方裁判所武雄支部

平成２５年（フ）第１４６号
佐賀県伊万里市大坪町乙125番地
債務者　片岡　輝子
1　決定年月日時　平成25年11月27日午後４時30分
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年１月29日まで
佐賀地方裁判所武雄支部

平成２５年（フ）第１２７号
宮崎県日向市大字日知屋16348番地１　コーポ幸105号
債務者　瀧口　一彦
1　決定年月日時　平成25年11月29日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年１月29日まで
宮崎地方裁判所延岡支部

平成２５年（フ）第１２９号
宮崎県日向市大字富高7085番地１　ブルーラインハイム103号
債務者　小西　修三
1　決定年月日時　平成25年11月29日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年１月29日まで
宮崎地方裁判所延岡支部

平成２５年（フ）第１２１号
宮城県大崎市鳴子温泉字星沼77番地113
債務者　森　　幸広
1　決定年月日時　平成25年11月28日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年１月30日まで
仙台地方裁判所古川支部破産係

平成２５年（フ）第１２２号
宮城県大崎市鳴子温泉字星沼77番地113
債務者　森　ルリ子
1　決定年月日時　平成25年11月28日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年１月30日まで
仙台地方裁判所古川支部破産係

平成２５年（フ）第１３４号
宮城県栗原市築館青野７番４―１号　青野荘、従前の住所秋田県秋田市山王中島町９番20号
債務者　伊藤　　哲
1　決定年月日時　平成25年11月28日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年１月30日まで
仙台地方裁判所古川支部破産係

平成２５年（フ）第５３０号
兵庫県西宮市東鳴尾町１丁目８番32―304号、前住所兵庫県芦屋市若葉町６番２―1412号
債務者　長谷　敏男（旧姓山本）
1　決定年月日時　平成25年11月28日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年１月30日まで
神戸地方裁判所尼崎支部破産・再生係

平成２５年（フ）第６０１号
兵庫県尼崎市浜田町１丁目36番地の３
債務者　谷　　五郎
1　決定年月日時　平成25年11月28日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年１月30日まで
神戸地方裁判所尼崎支部破産・再生係

平成２５年（フ）第６２９号
兵庫県西宮市森下町２番28―409号
債務者　藤田　佳子（旧姓清水）
1　決定年月日時　平成25年11月28日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年１月30日まで
神戸地方裁判所尼崎支部破産・再生係